

農業委員会等に関する法律施行令等の一部を改正する等の政令をここに公布する。

御 名 御 璽

昭和六十年五月十八日

内閣総理大臣 中曾根康弘

政令第百二十八号

農業委員会等に関する法律施行令等の一部を改正する等の政令

内閣は、国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律（昭和六十年法律第三十七号）の施行に伴い、並びに農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）、農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）、水資源開発公団法（昭和三十六年法律第二百十八号）、農用地開発公団法（昭和四十九年法律第四十三号）、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）及び植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）の規定に基づき、この政令を制定する。

(植物防疫法施行令の一部改正)

第十三条 植物防疫法施行令(昭和五十一年政令第四百十六号)の一部を次のように改正する。

本則を次のように改める。

植物防疫法第三十五条第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 当該予算総額の三割は、各都道府県の農家数に応じて各都道府県に配分する。
- 二 当該予算総額の二割は、各都道府県の農地面積に応じて各都道府県に配分する。
- 三 当該予算総額の二割は、各都道府県の市町村数に応じて各都道府県に配分する。
- 四 当該予算総額の三割は、有害動物又は有害植物のまん延に対処するためその他農業生産の安全及び助長を図るため緊急に植物の検疫、防除及び発生予防事業を行うことを必要とする都道府県に配分する。

1 附則
この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣 中曾根康弘
農林水産大臣 佐藤 守良